

【資料18①】

令和3年度集団指導資料（明石市）

明石市からのお知らせ

明石市福祉政策室福祉施設安全課

■ 実地指導等における指導状況について

今年度明石市が実施した実地指導において、次ページ以降のような指摘事項が多くみられました。今後の参考にさせていただき、適切な介護サービスの提供を実施していただきますようお願いいたします。

（1）全サービス共通

【運営基準】

○内容及び手続の説明及び同意

- ・運営規程に記載されている内容と重要事項説明書に記載されている内容に齟齬が見られる。
- ・重要事項説明書の変更事項について、利用者に対して説明し同意を得たことの署名がない。
- ・法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合（償還払い）について、サービス利用票を交付する旨の記載がない。

（1）全サービス共通

○勤務体制の確保等

- ・従業者について、雇用契約書や辞令等が実際と異なっているものや兼務等の記載がないなど、勤務体制が明確にされていない

○サービス提供の記録

- ・利用者に対してサービスを提供した場合は、提供した具体的なサービス内容等を記録すること。

（2）施設系サービス

【運営基準】

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 事故が発生した場合（ヒヤリハットを含む）に、当該事実の報告及びその分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 利用者又はその家族から苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録し、施設が行った対応等の経緯を記録すること。

（3）訪問系サービス

【運営基準】

○勤務体制の確保等

- 全ての従業者について、勤務表等において日々の勤務時間（実績）を明らかにすること。（特に登録ヘルパーやサービス付き高齢者向け住宅との兼務職員）

【人員基準】

- 管理者が、併設するサービス付き高齢者向け住宅の職員として、入所者にサービス提供を行っていた。
- 訪問介護員等の員数について、常勤換算方法で2.5以上を確保すること。

（4）通所系サービス

【人員基準】

- 人員基準において提供時間帯に必要な生活相談員の数が満たされていないため、提供日ごとに必要な人員を配置すること。
- 人員基準において必要な看護職員について、配置されていない日があるため、単位ごとに1以上配置すること。

（5）居宅介護支援

【運営基準】

- サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、次の内容について文書を交付して説明を行うこと。
 - ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。
 - ②利用者は指定居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。
- 居宅サービス計画の原案(6表)の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た日にちを記載していない。
- 居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示を受けること

（6）その他

【介護給付費の算定及び取扱い】

各事業所において算定されている加算等について、今一度、要件を満たせているか確認してください。

特に、居宅介護支援・訪問介護における特定事業所加算、通所介護における個別機能訓練加算について、要件を満たせていない事業所が多く見られます。

また、居宅介護支援における利用者に対して文書を交付して説明を行う必要がある項目については、返還額が多くなりますのでよく確認しておいてください。

各サービスに対する主な指摘事項については、別紙に掲載しておりますので、確認するようお願いいたします。